

令和4年4月28日(木)
午前10時から
議会棟5階 第2委員会室

教育委員会定例会

議 案 書

傍 聴 人
閲 覧 用

退席時にご返却願います。

寝屋川市教育委員会

報告事項

- 報告第4号 市長からの意見聴取について
- 報告第5号 令和4年度寝屋川市教育委員会事務局人事について
- 報告第6号 令和4年度寝屋川市立小・中学校教職員人事（管理職を除く）の内申について
- 報告第7号 令和4年度生徒指導主事の任命について
- 報告第8号 令和4年度進路指導主事の任命について
- 報告第9号 令和4年度保健主事の任命について
- 報告第10号 令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について

議決事項

- 議案第13号 コミュニティ・スクールに関する今後の方針について
- 議案第14号 寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について
- 議案第15号 令和4年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について
- 議案第16号 寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について
- 議案第17号 寝屋川市立図書館の臨時休館について
- 議案第18号 令和4年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者の決定について

署名人

高須教育長

藤田委員

3月・4月教育委員会一般事務報告

(3月29日～4月28日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
3	30	水	令和3年度第2回寝屋川市文化振興会議	審議会	議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
4	1	金	寝屋川市就学援助要綱の一部改正	寝屋川市の区域内に住所を有する大阪府立の中学校に生徒を就学させている保護者を就学援助の対象とするための一部改正	—
			寝屋川市中学校夜間学級生徒就学援助費支給要綱の一部改正	支給年数を延長することに伴う一部改正	—
			寝屋川市少人数学級推進事業実施要綱の一部改正	令和4年度は、市の35人学級を第4、5学年で実施するための一部改正	—
			寝屋川市文化スポーツ振興事業費補助金交付要綱の一部改正	寝屋川文化芸術祭及び寝屋川ハーフマラソンを実施する団体への補助金交付限度額の増額に伴う一部改正	—
3	日		市民体育大会 テニスの部	大会	寝屋川公園
4	月		校園長会	市立学校園への指示事項について	総合教育研修センター
5	火		小学校入学式		市立各小学校
			家庭教育サポーター任命式	任命式	総合教育研修センター
6	水		中学校入学式		市立各中学校
			市町村教育委員会教育長会議	会議	ホテルアウィーナ大阪
7	木		幼稚園入園式		市立各幼稚園
8	金		第72回市民体育大会総合開会式	大会	地域交流センター（アルカスホール）
10	日		市民体育大会 空手道の部	大会	市民体育館
12	火		校長役員会	4月校長会の案件について	総合教育研修センター
			教育委員会表彰審査会	会議	議会棟4階 第1委員会室
14	木		校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
15	金		大阪府都市教育長協議会	役員会、総会、定例会	ホテルアウィーナ大阪
17	日		市民体育大会 バスケットボールの部	大会	市民体育館
18	月		教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
19	火		4月市議会臨時会		市議会議場
21	木		教育委員懇話会		本庁2階 特別会議室1
			北河内地区教育長協議会	会議	総合教育研修センター
24	日		市民体育大会 サッカーの部	大会	各市立中学校グラウンド
27	水		近畿都市教育長協議会	役員会、定期総会	ホテル日航奈良
28	木		教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室

4月・5月教育委員会行事計画書

(4月29日～5月31日)

月	日	曜	行 事 名	内 容	場 所
4	29	金	市民体育大会 バレーボール 9人制の部	大会	市民体育館
5	7	土	市民体育大会 ゲートボールの 部	大会	友呂岐緑地
	8	日	市民体育大会 柔道の部	大会	市民体育館
			市民体育大会 ソフトボールの 部	大会	寝屋川公園ほか
	9	月	校長役員会	5月校長会案件について	総合教育研修センター
			市民体育大会 バレーボール 家庭人の部	大会	市民体育館
	10	火	市民体育大会 グラウンド・ゴルフの部	大会	打上治水緑地
	12	木	全国都市教育長協議会	定期総会、研究大会	山口市KDDI 維新ホール
			第72回北河内地区総合体育大会 総合開会式	大会	市民会館 小ホール
	13	金	全国都市教育長協議会	定期総会、研究大会	山口市KDDI 維新ホール
	15	日	市民体育大会 バドミントンの 部	大会	市民体育館
	16	月	5月市議会臨時会(第1日)	付議事件即決、役員改選	市議会議場
	17	火	校長会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	18	水	5月市議会臨時会(第2日)	役員改選	市議会議場
	19	木	教育委員懇話会		議会棟4階 第Ⅰ・Ⅱ会議室
	22	日	市民体育大会 卓球の部	大会	市民体育館
			市民体育大会 軟式野球の部	大会	南寝屋川公園
	25	水	教頭会	教育委員会各課からの連絡	総合教育研修センター
	26	木	教育委員会定例会		議会棟5階 第2委員会室
	28	土	市政感謝会	式典	市民会館
	29	日	市民体育大会 インディアカ 女子の部・男子の部	大会	池の里市民交流センター

報告第4号

市長からの意見聴取について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和3年度寝屋川市一般会計補正予算（第17号）（教育委員会関係分）

1 歳入 歳入歳出補正予算事項別明細書

17款 財産収入

1項 財産運用収入

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
2 利子及び配当金	19,525	△ 11,265	8,260
計	46,586	△ 11,265	35,321

18款 寄附金

1項 寄附金

目	補正前の額	補正額	計
	千円	千円	千円
8 教育費寄附金	200	4,421	4,621
計	9,940	35,468	45,408

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
利子収入	△ 11,265	公園緑地管理基金利子収入 △ 327
		公共公益施設整備基金利子収入 △ 2,481
		交通遊児激励基金利子収入 △ 32
		福祉基金利子収入 △ 400
		教育振興基金利子収入 △ 61
		減債基金利子収入 △ 461
		国際交流基金利子収入 △ 90
		緑化基金利子収入 △ 41
		財政調整基金利子収入 △ 6,410
		文化振興基金利子収入 △ 45
		安全・安心なまちづくり対策基金利子収入 △ 189
		くらし・笑顔創生基金利子収入 △ 728

区 分	金 額	説 明
	千円	千円
教育振興寄附金	4,167	教育振興寄附金 4,167
文化振興寄附金	254	文化振興寄附金 254

2 歳 出
8 款 教育費

1 項 教育総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 教育委員会 総務費	千円 628,084	千円 4,106	千円 632,190	千円 -	千円 -	千円 4,106	千円 -
計	1,623,921	4,106	1,628,027	-	-	4,106	-

5 項 社会教育費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国府支出金	地 方 債	そ の 他	
1 社会教育総務費	千円 327,266	千円 209	千円 327,475	千円 -	千円 -	千円 209	千円 -
計	2,313,311	209	2,313,520	-	-	209	-

節・説明		事 業 概 要
区 分	金 額	
24 積立金	千円 4,106	〔寝屋川市だから学べる「寝屋川教育」〕
教育振興基金積立金	4,106	1 教育委員会事務局管理業務に要する経費 教育振興基金積立金の追加補正

節・説明		事 業 概 要
区 分	金 額	
24 積立金	千円 209	〔学びによる市民文化の向上と発展〕
文化振興基金積立金	209	1 文化芸術活動の活性化に要する経費 文化振興基金積立金の追加補正

報告第5号

令和4年度寝屋川市教育委員会事務局人事について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第 6 号

令和 4 年度寝屋川市立小・中学校教職員人事（管理職を除く）の
内申について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定
により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 4 年 4 月 28 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第7号

令和4年度生徒指導主事の任命について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第 8 号

令和 4 年度進路指導主事の任命について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 4 年 4 月 28 日 提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第 9 号

令和 4 年度保健主事の任命について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第 3 条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和 4 年 4 月 28 日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

報告第10号

令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について

寝屋川市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条の規定により、別紙のとおり臨時に代理したので、教育委員会に報告し承認を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

令和4年度寝屋川市立小・中学校結核対策委員会委員の委嘱について

1 委嘱委員数

寝屋川市医師会長又は寝屋川市医師会長が推薦する者 1名

結核に関し学識経験を有する者 1名

寝屋川市立小・中学校医 1名

寝屋川市保健所長又は寝屋川市保健所長が推薦する者 1名

寝屋川市立小・中学校長 1名

寝屋川市立小・中学校の養護教諭 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (寝屋川市立小・中学校結核対策委員会規則第3条)		氏名	経歴等
第1号	寝屋川市医師会長又は寝屋川市医師会長が推薦する者	香川 英生	一般社団法人寝屋川市医師会会長
第2号	結核に関し学識経験を有する者	小牟田 清	一般財団法人大阪府結核予防会大阪複十字病院総長
第3号	寝屋川市立小・中学校医	旗手 裕	寝屋川市立第二中学校主任校医 寝屋川市立啓明小学校校医
第4号	寝屋川市保健所長又は寝屋川市保健所長が推薦する者	谷本 敬	寝屋川市保健所医療監
第5号	寝屋川市立小・中学校長	草野 保幸	寝屋川市立第九中学校長
第6号	寝屋川市立小・中学校の養護教諭	三木 登紀子	寝屋川市立第八中学校養護教諭

3 任期

令和4年4月1日から令和5年3月31日まで

議案第13号

コミュニティ・スクールに関する今後の方針について

コミュニティ・スクールに関する今後の方針を定めるため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

コミュニティ・スクールを導入するにあたり、今後の方針を定める必要があるため。

コミュニティ・スクールに関する今後の方針(案)

1 概要

令和5年度からの全市的な小中一貫校への移行に合わせ、子どもや学校の抱える課題の解決や、子どもたちの豊かな成長のため、子どもの成長を社会総がかりで支える仕組みであるコミュニティ・スクールを全中学校区に導入する。

(中学校区に1つの「学校運営協議会」を設置)

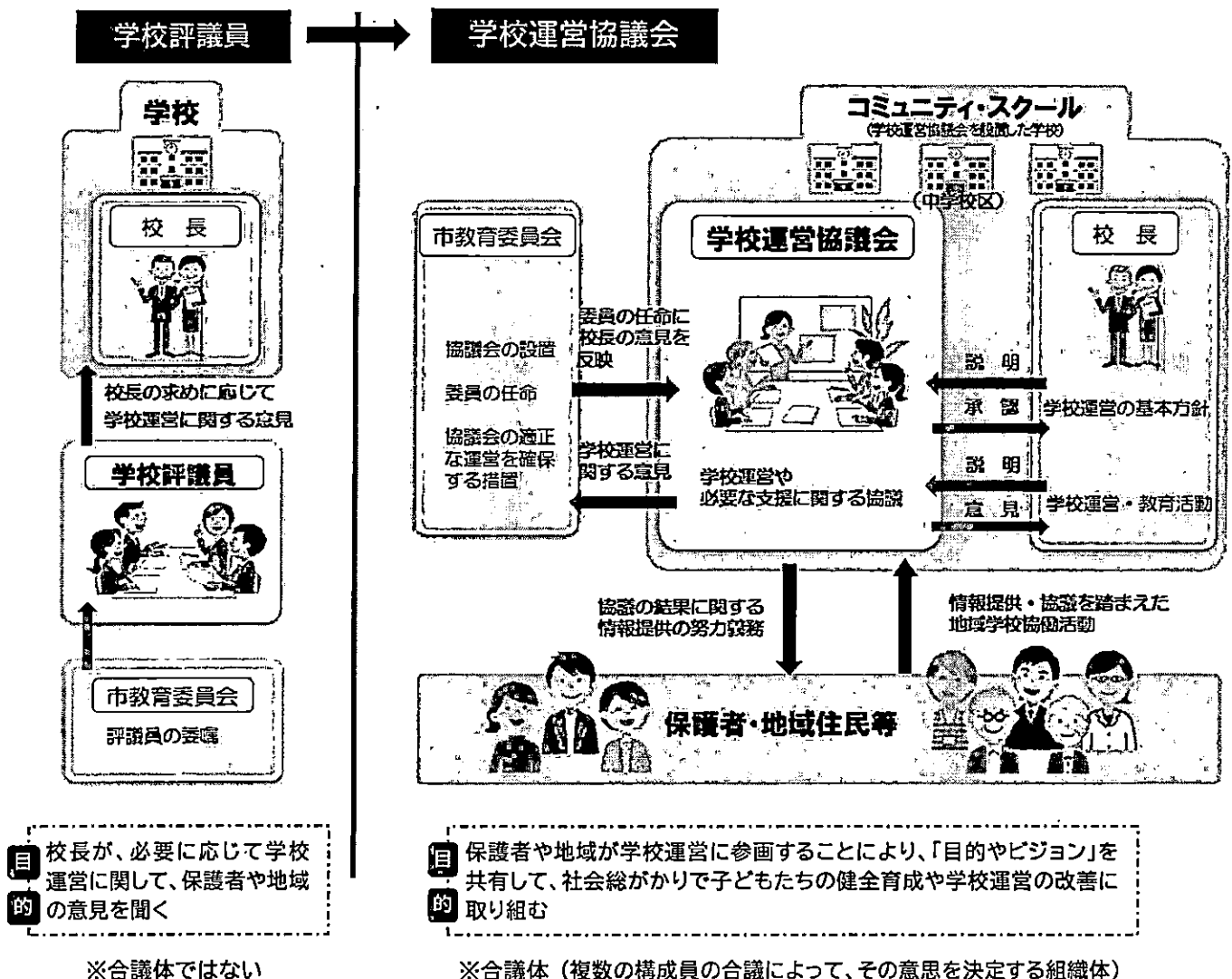
2 移行時期

令和5年4月1日

3 組織構成

現在の学校評議員制度を基に、中学校区単位のコミュニティ・スクールへ発展していく。

学校運営協議会の設置後は、保護者や地域住民等の学校運営の参画が期待できることから、学校評議員は置かない。



4 学校運営協議会の主な役割

(1) 学校長が作成する学校運営の基本方針を承認する

学校長が「めざす学校像」や「学校運営方針」（各中学校区の方針、各校の方針）を説明し、学校運営協議会が承認。

(2) 学校運営等について、教育委員会または学校長に意見を述べることができる

学校の課題解決や教育の充実のために必要と考える事柄について、意見を述べるができる。

(3) 学校運営等に関する評価

学校長は学校自己診断などを踏まえ、学校の自己評価を説明し、学校運営協議会において、学校関係者評価を行う。

(4) 協議結果に関する情報提供

保護者・地域に対し、学校運営に関するより一層の理解や、協力・参画につながるよう、協議結果に関して情報提供を行う。

5 委員構成

委 員	(1) 対象学校に在籍する児童または生徒の保護者 (2) 対象学校の校区内の地域住民 (3) 対象学校の運営に資する活動を行う者 (4) 対象学校の校長、その他校長が指名する職員 (5) その他、教育委員会が適当と認める者
任 期	1 年（再任は妨げない。在任期間は、原則、連続 5 年以内）
人 数	1 中学校区につき、12 名以内

※委員報酬について、別途定める予定。

6 今後のスケジュール

- ・ 令和 4 年 9 月 寝屋川市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正（案）付議
- ・ 令和 4 年 10 月 学校運営協議会の設置等に関する規則（案）付議
寝屋川市立小学校及び中学校の管理運営に関する規則の一部改正（案）付議
- ・ 令和 5 年 4 月 全市的にコミュニティ・スクールへ移行

議案第14号

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則について

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会

教育長 高須 郁夫

提案理由

令和6年4月1日に施行する寝屋川市立幼稚園条例の一部改正に伴い、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園について、同規則の整理を行うため。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則の一部を改正する規則

寝屋川市立幼稚園条例施行規則（平成4年寝屋川市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園に関する特例）

- 4 認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例（令和4年寝屋川市条例第4号）第4条第1項の規定により、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園について、令和5年度に新たに入園する幼児の募集を行わないことに伴い、同年度における当該幼稚園の定員及び募集人員については、第2条の規定を適用せず、同年度における当該幼稚園への入園の申込みについては、第4条の規定にかかわらず、これをすることができないものとする。

別表寝屋川市立中央幼稚園の項及び寝屋川市立南幼稚園の項を削る。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

寝屋川市立幼稚園条例施行規則

改 正 案	現 行																				
附 則 <u>（寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園に関する特例）</u> 4 <u>認定こども園への移行を図るための寝屋川市立幼稚園条例及び寝屋川市立保育所条例の一部を改正する条例（令和4年寝屋川市条例第4号）第4条第1項の規定により、寝屋川市立中央幼稚園及び寝屋川市立南幼稚園について、令和5年度に新たに入園する幼児の募集を行わないことに伴い、同年度における当該幼稚園の定員及び募集人員については、第2条の規定を適用せず、同年度における当該幼稚園への入園の申込みについては、第4条の規定にかかわらず、これを行うことができないものとする。</u> 別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">収容最大人数</th></tr> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td><td>210 人</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>_____</td><td>_____</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td><td>210 人</td></tr> </table> 附 則 <u>この規則は、令和6年4月1日から施行する。ただし、附則に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。</u>	名 称	収容最大人数	寝屋川市立北幼稚園	210 人	_____	_____	_____	_____	寝屋川市立啓明幼稚園	210 人	別表第1（第2条関係） <table> <tr> <th style="text-align: center;">名 称</th><th style="text-align: center;">収容最大人数</th></tr> <tr> <td>寝屋川市立北幼稚園</td><td>210 人</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立中央幼稚園</td><td>175 人</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立南幼稚園</td><td>245 人</td></tr> <tr> <td>寝屋川市立啓明幼稚園</td><td>210 人</td></tr> </table>	名 称	収容最大人数	寝屋川市立北幼稚園	210 人	寝屋川市立中央幼稚園	175 人	寝屋川市立南幼稚園	245 人	寝屋川市立啓明幼稚園	210 人
名 称	収容最大人数																				
寝屋川市立北幼稚園	210 人																				
_____	_____																				
_____	_____																				
寝屋川市立啓明幼稚園	210 人																				
名 称	収容最大人数																				
寝屋川市立北幼稚園	210 人																				
寝屋川市立中央幼稚園	175 人																				
寝屋川市立南幼稚園	245 人																				
寝屋川市立啓明幼稚園	210 人																				

議案第15号

令和4年度教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

寝屋川市教育支援委員会規則第2条第2項の規定に基づき、別紙の者を令和4年度寝屋川市教育支援委員会委員に委嘱及び任命するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和4年度寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命を行うため。

寝屋川市教育支援委員会委員の委嘱及び任命について

1 委嘱及び任命委員数

学識経験者を有するもの 3名

小・中学校長 2名

小・中学校特別支援学級担任または通級指導教室担当教員 2名

教育監 1名

学務課長 1名

教育指導課長 1名

こども部子育て支援課職員 2名

療育施設の指定管理者の職員 1名

2 委嘱及び任命委員名

委員構成 (寝屋川市教育支援委員会規則第2条第2項)		氏名	経歴等
第1号	学識経験を有するもの	ナカカ シンヤ 中岡 伸哉	中岡整形外科 院長
第1号	学識経験を有するもの	ミツヤ ヒデアキ 三家 英明	三家クリニック 院長
第1号	学識経験を有するもの	ヒラヌマ ヒロマサ 平沼 博将	大阪電気通信大学 教授
第2号	寝屋川市立小・中学校の校長	ホウジョウ サチコ 北條 幸子	寝屋川市立宇谷小学校 校長
第2号	寝屋川市立小・中学校の校長	ハヤシ ヒロコ 林 浩子	寝屋川市立第一中学校 校長
第3号	寝屋川市立小・中学校の特別支援学級担任又は通級指導教室担当教員	フク ミミ 福 笑	寝屋川市立田井小学校 教諭
第3号	寝屋川市立小・中学校の特別支援学級担任又は通級指導教室担当職員	サクライ ケイコ 櫻井 恵子	寝屋川市立第五中学校 教諭
第4号	教育監	ヤマグチ ケンジ 山口 健司	学校教育部 教育監
第5号	学校教育部学務課における課長	マキノ タカユキ 牧野 隆之	学校教育部 学務課長
第6号	学校教育部教育指導課における課長	フルタ タツヤ 古田 達哉	学校教育部 教育指導課長
第7号	こども部子育て支援課における職員	シモエ ユキコ 下江 行子	こども部子育て支援課
第7号	こども部子育て支援課における職員	ナンジョウ レイコ 南條 玲子	こども部子育て支援課
第8号	寝屋川市立療育・自立センターの療育施設（寝屋川市立療育・自立センター条例（平成25年度寝屋川市条例第22号）第5条第1項に規定する療育施設をいう。）の指定管理者の職員	イクシマ アツコ 幾島 敦子	社会福祉法人療育・自立センター 寝屋川市立あかつき・ひばり園 発達相談員

3 任期

委嘱日及び任命日から令和5年3月31日まで

議案第16号

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

スポーツ基本法第32条第1項の規定に基づき、別紙の者を寝屋川市スポーツ推進委員に委嘱するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

寝屋川市スポーツ推進委員の委員定数の範囲内において、追加で委員の委嘱を行うため。

寝屋川市スポーツ推進委員の委嘱について

1 委嘱委員数

寝屋川市スポーツ推進委員会 1名

2 委嘱委員名

委員構成 (スポーツ基本法第32条)		氏名	経歴等
第1項	社会的信望があり、スポーツに関する深い関心と理解を有し、職務を行うのに必要な熱意と能力を有する者	シヤマ トモヤ 島山 智也	スポーツ経験者

3 任期

令和4年5月1日から令和6年3月31日まで

議案第17号

寝屋川市立図書館の臨時休館について

寝屋川市立図書館規則第3条に基づき、別紙のとおり東図書館の臨時休館を定めるため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

東図書館空調設備の修繕工事を実施するため

寝屋川市立図書館の臨時休館について

1 臨時休館する図書館

寝屋川市立東図書館

2 臨時休館の期間

令和4年5月9日（月）～令和4年5月15日（日）

3 臨時休館とする理由

空調設備の修繕工事を実施するため

4 周知方法

広報・ホームページ・各図書館窓口での掲示

議案第18号

令和4年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈
呈者の決定について

令和4年度寝屋川市教育委員会表彰に伴う被表彰者及び感謝状贈呈者を決定
するため、教育委員会の議決を求める。

令和4年4月28日提出

寝屋川市教育委員会
教育長 高須 郁夫

提案理由

令和4年度寝屋川市教育委員会表彰被表彰者及び感謝状贈呈者についてその
対象者を決定するため。